

非常変災時等における授業の取扱に関する申合せ

1 主旨

この申合せは、気象警報及び防災気象情報（以下「気象警報等」という。）が発令された場合、地震等の自然災害が発生した場合、公共交通機関の障害が発生した場合並びに重大な感染症等が発生した場合に、学生の安全を確保することを目的として授業（試験を含む。）の取扱いに関して必要な事項を定める。

なお「授業」とは、対面授業及び遠隔授業（リアルタイム型）のことをいい、遠隔授業（オンデマンド型）は除く。

2 気象警報等が発令された場合の対応

(1) 休講措置を実施する気象警報等は、次のとおりとする。（以下「特別警報等」という。）

①気象警報

ア) 特別警報…暴風特別警報、大雨特別警報、暴風雪特別警報、大雪特別警報に限る

イ) 警 報…暴風警報、暴風雪警報、大雪警報に限る

②防災気象情報

警戒レベル4における【避難指示】以上に限る

(2) 熊本市に特別警報等が発令されている時間帯は、本学で実施される授業を休講とする。

なお、特別警報等が発令された場合休講の判断は次のとおりとする。

午前 6時30分時点で特別警報等が発令されている場合	13時までに実施される授業を休講とする。
午前10時30分時点で特別警報等が発令されている場合	13時以降に実施される授業を休講とする。

(3) 学長は、熊本市に特別警報等が発令されることが予想される場合には、予防的に休講等の措置を講ずることができる。

(4) 副学長及び学科長は、授業開始後に特別警報等が発令された場合において、下校時の学生の安全面確保のため、施設内に学生を留め置くことが適切であると判断したときは、(2)に関わらず授業を継続させることができる。この場合、当該副学長及び学科長は、速やかに学長に報告するものとする。

3 地震等の自然災害が発生した場合の対応

熊本県に地震等の大規模災害が発生した場合、学長は副学長及び学科長等と協議の上、休講の是非を決定する。

4 各種公共交通機関の障害等が発生した場合の対応

熊本市内の公共交通機関の大規模な交通障害・ストライキ等が発生した場合は、その影響範囲を検討し、休講とすることがある。この場合の休講措置は、2 (2)の取扱いを準用する。

5 重大な感染症等が流行した場合の対応

熊本市内又は熊本県内に重大な感染症等が流行した場合は、学長は副学長及び学科長等と協議の上、休講とすることがある。

6 その他

上記2から5以外の場合又は特別な事情がある場合は、学長は副学長及び学科長等と協議の上、休講の是非を決定する。

7 遅刻・欠席した学生の取扱いについて

特別警報等の発令の有無にかかわらず、悪天候時等に授業が行われる場合において、公共交通機関の運行停止等の影響により、やむを得ず授業に遅刻又は欠席（早退を含む。）したときは、学生の申し出に基づき、遅刻・欠席扱いとしないものとする。

8 補講の実施

この申合せにより休講となった授業については、補講を実施する。ただし、遠隔授業（リアルタイム型及びオンデマンド型）において実施する場合は、対面式による補講の実施を要しない。

9 学外学修の場合

学外で実施する各種実習、インターンシップ等については、実習先の指導者の指示に従うものとする。

10 連絡体制

この申合せにより授業を休講する場合は、本学ホームページに「非常変災等における休講について（〇月〇日午前〇時現在）」を掲載し、学生及び教職員に周知する。

教務課担当者は、Active Academyにて「非常変災等における休講について（〇月〇日午前〇時現在）」を学生に配信し周知する。

11 申合せの実施日

この申合せは、2020（令和2）年7月16日から実施する。

この申合せは、2023（令和5）年7月20日から実施する。